

市民税・県民税の申告は正しくお早めに！ 2月16日(木)～3月15日(水)

令和5年度の市民税・県民税の申告を受け付けます。申告が必要と思われる人には、今月上旬に申告書を発送します。申告が必要な人で申告書が届かないときは市民税課、各支所の税務窓口、下表の申告会場で準備しています。

【市民税課☎216-1174・1175FAX216-1177】

申告が必要な人

- 1月1日現在、本市に居住している人
- ※ただし、次の「申告が必要ない人」に該当する人を除く



申告が必要ない人

- 所得税・復興特別所得税の確定申告をする人
- 給与収入のみで勤務先から給与支払報告書が本市に提出される人
- 公的年金等(遺族年金・障害年金を除く)のみを受給している65歳以上で、収入が151万5千円以下の人
- 収入がなく、市内に住所がある親族の扶養を受けている人 など
- ※収入がなくとも、国民健康保険税の算定などで、申告が必要なことがあります
- ※給与や公的年金等以外に収入がある人、給与や公的年金等の源泉徴収票に記載された控除の他に医療費、社会保険料、生命保険料などの各種控除の適用を受けようとする人は、申告が必要なことがあります

申告に必要なもの

- ①申告書 ②下表の各必要書類
- ※申告者の本人確認のため、個人番号確認書類(マイナンバーカードなど)と本人確認書類(運転免許証など)の提示が必要
- ※代理申告のときは、申告者本人のと代理人のの提示が必要

郵送で申告するとき

申告書に必要な事項(住所・氏名・電話番号など)を記入し、必要書類(写し可)を同封の上、郵送してください。

対象者	必要書類(2022年中の収入や支払いが分かる書類) ※写し可
給与収入、公的年金等の収入がある人	源泉徴収票、給与明細書、事業主の支払証明書など
事業収入やその他の収入がある人	収入金額や必要経費が分かる書類(固定資産税納税通知書と課税明細書、帳簿類など)
医療費控除を受ける人かセルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受ける人	医療費控除の明細書かセルフメディケーション税制の明細書(詳しくは申告書に同封する「明細書の記載要領」をご覧ください) ※2022年1月1日～12月31日に支払ったものが対象
社会保険料控除を受ける人 ※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料などの支払いがある人	申告者本人が口座振替や納付書で保険料を支払ったときは、領収書など支払いが分かるもの ※公的年金からの支払い分は、年金の源泉徴収票に記載されているため提出不要 ※国民年金保険料、国民年金基金の支払いがある人は、控除証明書か領収書
小規模企業共済等掛金控除を受ける人	掛金の証明書
生命保険料控除、地震保険料控除を受ける人	支払保険料の証明書(控除証明書)
寄付金税額控除を受ける人	寄付先団体から交付された寄付金の受領書など
障害者控除を受ける人	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・障害者控除対象者認定書など
勤労学生控除を受ける人	学生証・在学証明書など

税務署への所得税(確定)申告が必要な人へのお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、入場にはオンラインで事前発行する「入場整理券」が必要です。当日会場でも配布していますが、配布状況によっては、後日来場になることがあります。詳しくは国税庁HPへ。

■確定申告相談会

期 2月16日(木)～3月15日(水)の9時～16時

- ※土・日曜日、祝日を除く
- ※2月19日(日)・26日(日)は開設

所 市町村自治会館 4階

■住宅ローン控除の事前作成会

期 2月8日(水)～15日(水)の9時～16時

- ※土・日曜日、祝日を除く

所 市町村自治会館 4階

【鹿児島税務署☎255-8111】



確定申告特集
ホームページ

新型コロナウイルス感染症に係る 給付金などの取り扱い

市民や事業所に、国や自治体が行った給付金や助成金、協力金などの支援は、申告が必要になることがあります。

■非課税となるもの

- 子育て世帯生活支援特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 など

■課税対象となるもの

- 雇用調整助成金、事業復活支援金 など
- ※年間収支が赤字になるときなど、税負担が生じないこともあります



市ホームページ

◇詳しくは市HPか市民税課☎216-1174・1175FAX216-1177へ

本庁・各支所の申告会場

会場	所在地	問い合わせ	受付日時
本庁本館 2階講堂	〒892-8677 山下町11-1	市民税課☎216-1174・1175	2月16日(木)～ 3月15日(水)の 9時～17時 ※土・日曜日、 祝日を除く
谷山支所 4階大会議室	〒891-0194 谷山中央四丁目4927	谷山税務課☎269-8421	
伊敷支所 3階大会議室	〒890-0008 伊敷五丁目15-1	伊敷税務課☎229-9736	
吉野支所 2階会議室	〒892-0871 吉野町3256-3	吉野税務課☎244-7392	
吉田支所税務課窓口	〒891-1392 本城町1696	吉田税務課☎294-1213	
桜島支所税務課窓口	〒891-1415 桜島藤野町1439	桜島税務課☎293-2348	
東桜島税務係窓口	〒891-1543 東桜島町863-1	東桜島税務係☎221-2112	
喜入支所 2階第1会議室	〒891-0203 喜入町7000	喜入税務課☎345-3759	
松元支所 3階大会議室(3月1日～1階会議室)	〒899-2792 上谷口町2883	松元税務課☎278-5416	
郡山支所 3階会議室	〒891-1192 郡山町141	郡山税務課☎298-2115	

臨時の申告会場

場所	受付日時
一倉校区公民館	2月24日(金)
前之浜校区公民館	2月28日(火)
生見校区公民館	3月1日(水)
瀬々串校区公民館	3月2日(木)
中名校区公民館	3月3日(金)

9時30分～11時30分

郵送での申告を活用
するなど混雑緩和に
ご協力をお願いします



市民税課 石神 主事



令和5年度
市・県民税の概要